



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

規 則

○ 地方税法第 396 条第 3 項に規定する証票を定める規則の一部を改正する規則（市町村課） 1

告 示

- 有害図書等の指定（こども若者政策課） 2
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 2

公 告

○ 特定調達契約に係る落札者の決定（情報基盤整備課） 3

訓 令

○ 沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令（教育庁生涯学習振興課） 3

規 則

地方税法第396条第 3 項に規定する証票を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第42号

地方税法第396条第 3 項に規定する証票を定める規則の一部を改正する規則

地方税法第396条第 3 項に規定する証票を定める規則（平成17年沖縄県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（表）（用紙 縦 6 センチメートル 横 8.5 センチメートル）

企市第 号

固 定 資 産 調 査 職 員 証 票

写真（縦 2.5
センチメー
トル 横 1.8 セ
ンチメー
トル）



所 属
職氏名

上記の者は、地方税法（昭和25年法律第226号）第396条第 1 項に規定する知事が指定する者であることを証明する。

年 月 日交付

沖縄県知事 印

（裏）

注 意

- 1 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
- 2 退職、異動その他の事由により不要になったときは、直ちに返納すること。
- 3 本証は、他人に貸したり、譲渡したりしないこと。
- 4 本証は、破損しないよう大切に扱うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第370号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

令和 6 年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号 別	発行所名
雑誌	週刊実話2024（8月5週目）号	2024年8月号	株式会社日本ジャーナル出版
書籍	裏社会のスマホ活用術	2023年4月号	株式会社データハウス

- 2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

沖縄県告示第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年10月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内（ウブドウ地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年10月 1 日から令和 7 年 2 月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第372号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年10月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
那覇地区加入区	主としてそでいか旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業）	浦添市城間四丁目20番17コーポうちま102上地壮 那覇市繁多川1丁目1番12－301号平敷アパート 山城千紘

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年10月 18 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 第二期沖縄県情報セキュリティクラウド用ネットワーク回線（インターネット接続部分）サービス利用契約（機器の賃貸借及び回線構築業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年 8 月 15 日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社インターネットイニシアティブ 代表取締役 勝栄二郎 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
- 5 落札金額 46,402,235円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 6 年 7 月 5 日

訓 令

沖縄県訓令第36号

沖縄県教育委員会訓令第 3 号

沖縄県警察本部訓令第30号

庁 内 一 般
教 育 庁 部
警 察 本 部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年10月 18 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 鎌 谷 陽 之

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成 4 年沖縄県訓令第 5 号・沖縄県教育委員会訓令第 1 号・沖縄県警察本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「子ども生活福祉部長 」「生活福祉部長
保健医療部長 ）」を こども未来部長 に改める。
保健医療介護部長」

別表第 2 中 「子ども生活福祉部福祉政策課長 」「生活福祉部福祉政策課長
保健医療部保健医療総務課長 ）」を こども未来部こども若者政策課長 に改める。
保健医療介護部保健医療総務課長」

別表第 3 中 「総務部総務私学課私学・法人班長」を「総務部総務私学課私学・法人班班長」に、「子ども保健医

生活福祉部福祉政策課総務企画班班長 「生活福祉部福祉政策課総務企画班班長
療部保健医療総務課総務企画班班長」 を こども未来部こども若者政策課総務班班長 に改める。
保健医療介護部保健医療総務課総務企画班班長」

附 則

この訓令は、令和 6 年10月 18 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地